

第4章

南海トラフ地震臨時情報が 発表された場合

この章では、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の
社会状況や住民の対応について説明します。



1 南海トラフ地震と南海トラフ地震に関連する情報

- (1) 南海トラフ地震について
- (2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

1 南海トラフ地震と南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震について

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100~150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年（昭和 19 年））及び昭和南海地震（1946 年（昭和 21 年）））が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっています。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価した結果を「南海トラフ地震に関連する情報」として発表するにあたり、有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催しています。

評価検討会には、観測データに異常が現れた場合に南海トラフ地震との関連性を緊急に評価するための臨時の会合と、平常時から観測データの状況を把握するために原則毎月 1 回開催している定例の会合があります。

県内の地震・防災観測施設：約 490

南海トラフ地震に関連する情報に使われる観測データ

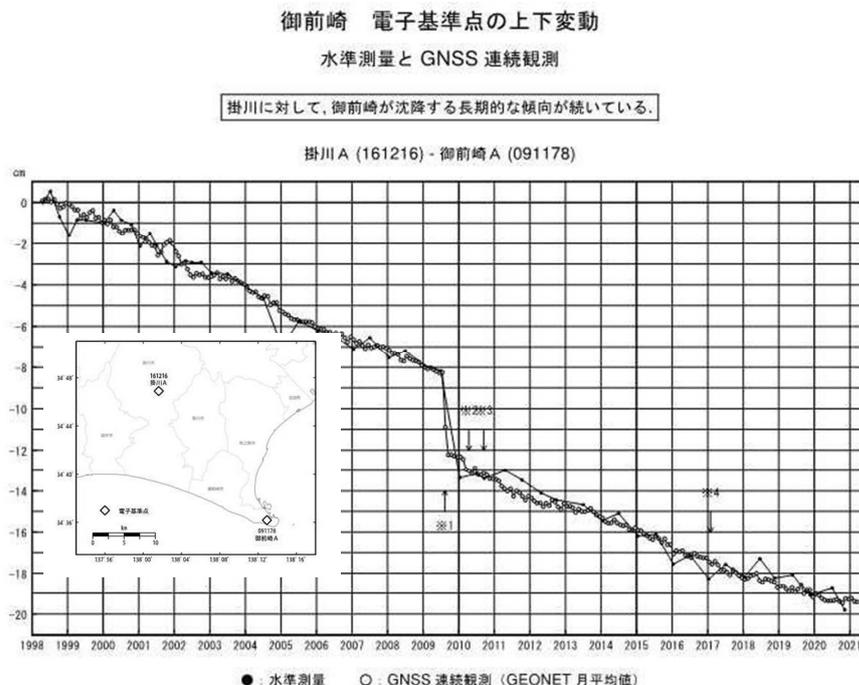
例 1

【水準点の経年変化】

御前崎市内にある水準点は、掛川市内にある水準点を基準にした場合、季節的な上下運動を繰り返しながら長期的な沈降傾向が続いています。

この現象は、フィリピン海プレートの沈み込みに伴う地殻変動です。

2009 年（平成 21 年）にみられる大きな変化は、2009（平成 21 年）年 8 月 11 日の駿河湾の地震（M6.5）により、地表付近の局所的な変動の影響を受けたものです。



（出典：国土地理院「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災対策強化地域判定会 記者会見資料（国土地理院分）」

④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

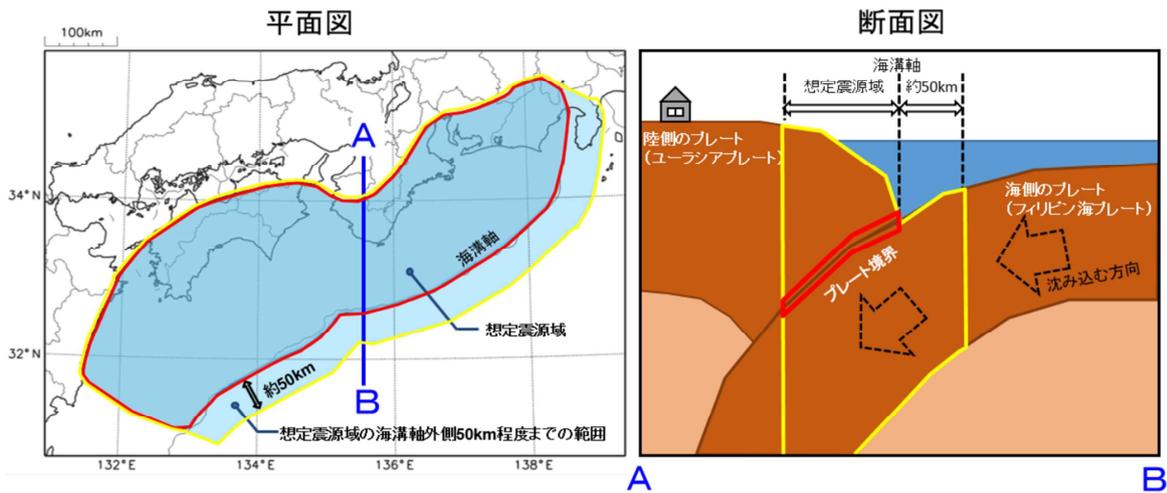
発表する情報名 (括弧内がキーワード)	各キーワードを付記する条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 • 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 • その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> • 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） • 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※詳細は気象庁ホームページで確認できます。

(https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html)

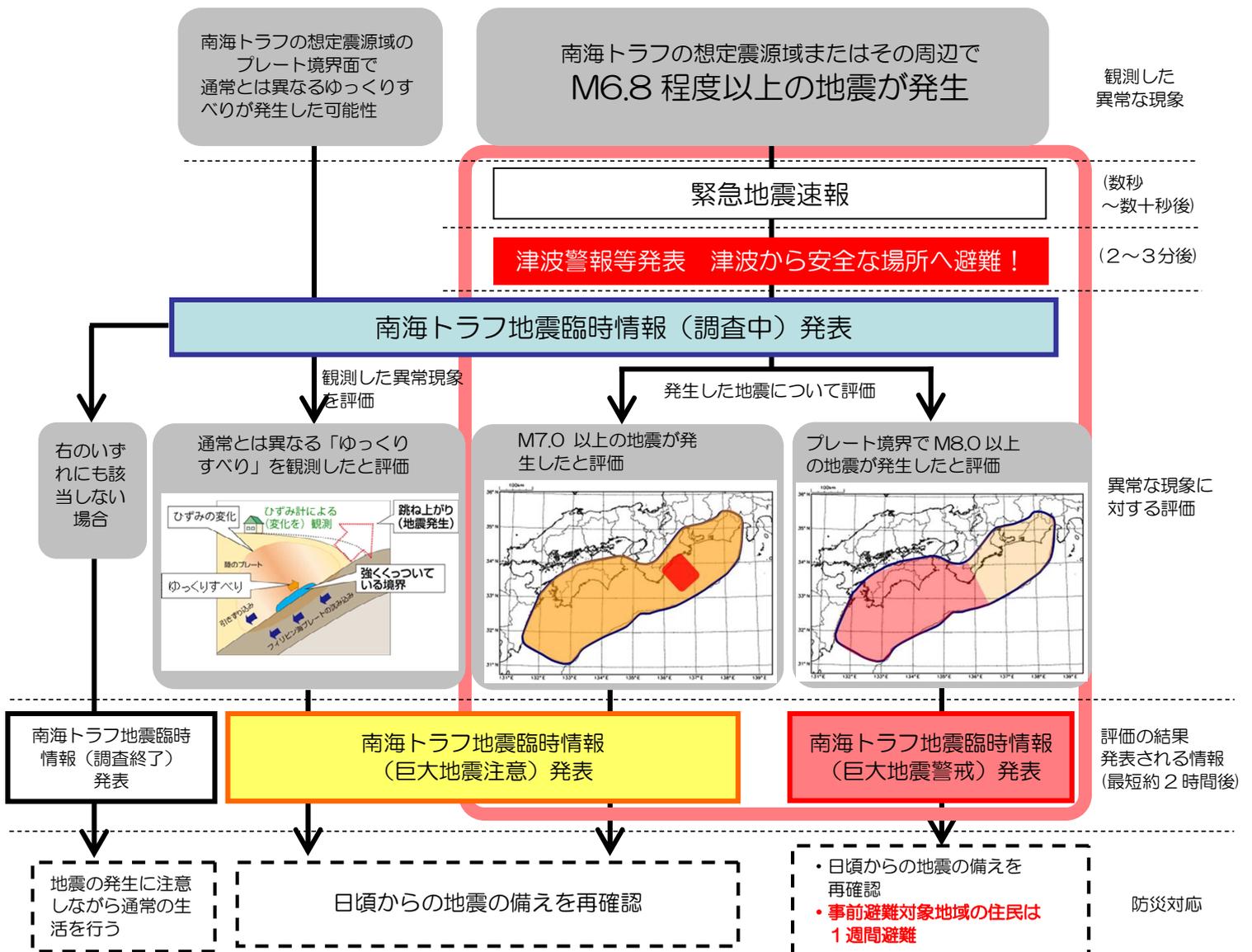


④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合



想定震源域内のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）

情報発表までのフロー



④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

事前避難対象地域内における対応

事前避難対象地域とは、後発地震に伴う津波に備えて、1週間避難を継続するよう呼びかけられる地域のことです。地域の実情に応じて市町が設定します。この地域内の住民は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次のような対応が求められます。

1 週間の事前避難

ア 高齢者等事前避難対象地域内*の住民

（最初の地震に伴う大津波警報または津波警報の解除後）避難に時間が要する要配慮者は引き続き1週間避難を継続します。要配慮者以外の住民は避難を継続しません。

イ 住民事前避難対象地域内*の住民

（最初の地震に伴う大津波警報または津波警報の解除後）全住民は引き続き1週間避難を継続します。

※事前避難対象地域は、避難に時間が要する要配慮者を対象とする「高齢者等事前避難対象地域」と、全住民を対象とする「住民事前避難対象地域」の2種類に分けられています。

県内の事前避難対象地域の指定状況については、各市町の防災担当課にお問い合わせいただくか、静岡県ホームページを御覧ください。

(https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/nankaitorahu_2.html)

